

飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月3日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原昭佳

飯塚市教育委員会規則第9号

飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市給食条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

飯塚市給食条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(給食費)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する給食費は、5月から翌年の3月まで毎月納入するものとし、その額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校の児童 4,010円</p> <p>(2) 中学校の生徒 4,830円</p> <p>2 前項に定める給食費の額は、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>3 条例第4条第2項に規定する給食費は、5月から翌年の3月まで毎月納入するものとし、その額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 飯塚市立小学校の教職員及び給食調理場職員で飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者 第1項第1号に定める額</p> <p>(2) 飯塚市立中学校の教職員及び給食調理場職員で教育委員会が認める者 第1項第2号に定める額</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成18年3月26日から施行する。</p> <p><u>(児童の給食費に関する特例措置)</u></p> <p>2 令和8年4月1日から当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、小学</p>	<p>(給食費)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する給食費は、5月から翌年の3月まで毎月納入するものとし、その額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校の児童 4,010円</p> <p>(2) 中学校の生徒 4,830円</p> <p>2 前項に定める給食費の額は、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>3 条例第4条第2項に規定する給食費は、5月から翌年の3月まで毎月納入するものとし、その額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 飯塚市立小学校の教職員及び給食調理場職員で飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者 第1項第1号に定める額</p> <p>(2) 飯塚市立中学校の教職員及び給食調理場職員で教育委員会が認める者 第1項第2号に定める額</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年3月26日から施行する。</p>

校の児童の保護者については、給食費の納入を免除する。

- 3 前項の規定による給食費の納入の免除は、令和8年4月1日以後の期間に係るものについて適用し、同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の飯塚市給食条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。